

	件名	市民の声（要旨）	市の回答（要旨）	所管課等	受付日	回答日
1	テレビアンテナ	住宅の屋根に設置されているテレビアンテナが倒れ、衝撃が加わったら落ちてきそうな状態です。対応の方よろしくおねがいします。	住宅の管理につきましては、所有者の責任により適正な管理をお願いしています。そのため、本件につきましては、現地確認の上、物件の所有者が判明した場合、必要に応じて適正管理を促します。 また、物件前の道路につきましては、市道ですので、道路管理者である道路課へ本件に関する情報提供をしております。 なお、個別事案の対応状況につきましては、回答いたしかねます。	都市計画課	R6. 8. 1	R6. 8. 14
2	再生可能エネルギーの発電、老人ホームの設置	山の木のチップスの会社を作ってください（仕事の雇用のため）。 水力発電は少しの段差でも可能です。 年金の2/3で入れる老人ホームを作ってください。	【再生可能エネルギーの発電等について】 地球温暖化対策が喫緊の課題となっている昨今、本市では「河内長野市気候非常事態宣言」を発表し、2050年までにゼロカーボンの達成を目指すことを表明したところです。 ゼロカーボンを目指す上では、現在主流となっている化石燃料から再生可能エネルギーへの転換を推進する必要性を認識しておりますことから、現在本市では国の交付金を活用しての太陽光発電設備の導入等を対象とする補助金制度の運用や、脱炭素に繋がる生活を推進する「デコ活」の普及啓発を実施しております。 ご提言いただきました木材チップ等によるバイオマス発電や小水力発電も含めまして再生可能エネルギー発電については今後も広く情報収集等を継続して参ります。 【老人ホームの設置について】 老人ホームへの入所費用としては、介護保険施設の場合、施設サービス費の自己負担分（1割～3割）に加え、居住費、食費、日常生活費（理美容代など）を施設へ支払います。施設サービス費は、国が定める介護報酬の単位数に基づき算出され、施設サービスの種類や要介護度、部屋のタイプ、利用者の身体状況等によって異なります。 例えば、要介護3で自己負担割合1割の方が、介護保険施設（ユニット型個室）を利用する場合の利用料の目安としては、施設サービス費が約24,450円/月、居住費が2,066円/日、食費が1,445円/日のほか、日常生活費（理美容代など）がかかります。（ただし、身体状況等によって利用料は異なりますので必ず各施設へご確認ください。） また、老人ホームは、介護保険施設以外にも、軽費老人ホーム（ケアハウス）や有料老人ホームなどいろいろな種類の施設があります。軽費老人ホームは、住宅や家庭の事業などの理由により、自宅で生活することが困難で比較的健康的な低所得の人が、低額な料金で入所できる施設です。 ただし、施設によって、費用などが異なりますので、詳しくは各施設にお問合せください。 お問い合わせ先 ・「介護保険施設」について 介護保険課 ・「介護保険施設以外」について 地域福祉高齢課	環境政策課 介護保険課	R6. 8. 1	R6. 8. 9
3	モックルバス	モックルバスが松ヶ丘まで来て欲しいです。 コノミヤ辺りでいいので、日に数回ほど千代田辺りに行く路線があれば助かります。病院等に行く手段が欲しいです。	バス事業者においては、少子高齢化や生活スタイルの変化などにより利用者が減少していることに加えて、深刻な乗務員不足や燃料費の高騰などにより、厳しい経営状況が続いております。このため、現行のバス路線網の運営を維持すること自体が難しく、ルートを延長して運行するのは非常に困難であるのが現状です。 以上のような状況から、頂戴しましたご提案については、即時に対応することは難しいと考えております。	都市計画課	R6. 8. 9	R6. 8. 23

4	身障者の ETC	<p>この制度は、本人と名前がちがっても、住んでいるところが違っていてもいいのですか。</p> <p>知り合いの人は、自分たちの遊びのために使用していて、本人を病院に連れていくなどの目的で使用してないのですが、それは大丈夫なのですか。(旅行目的、息子に逢いにいくなど。本人は同乗していません。)</p> <p>役所としての判断を教えてください。</p>	<p>有料道路における障がい者割引制度は、全国の有料道路事業者が統一的に実施しているもので、申請（更新等含む）については、各市区町村の窓口及び有料道路事業者のオンラインにて受付を行っております。</p> <p>制度の対象等については有料道路事業者が一定の要件等を設けており、不当に割引を受けた場合や割引制度の趣旨に合致しないご利用その他違反行為に該当すると有料道路事業者が認めた場合は、割引の適用を停止し、その旨を手帳に記載することとなっております。</p> <p>いただきましたご意見については、当市より本割引制度の問い合わせ窓口へ事例としてお伝えし、適正な制度運用が図られるよう要望するものいたします。</p>	障がい福祉課	R6. 8. 12	R6. 8. 13
5	選挙	<p>①ポスターを 292 ヶ所に貼ることができる。ポスター代の補助金がでるとの事ですがこの費用は何処からでているのですか。国・県・市からですか。</p> <p>②1枚当たりの単価はいくらですか。</p>	<p>①市選挙については条例に基づき、上限を設けたうえで市費にて負担しています。</p> <p>②各候補者が任意の印刷業者との間で契約締結するため、1枚当たりの単価は候補者により異なりますが、条例上の限度単価は1,625円です。この金額を超える分は候補者負担です。</p>	選挙管理委員会事務局	R6. 8. 21	R6. 9. 26
6	年金特別徴収	<p>年金特別徴収について</p> <p>①令和6年8月の年金特別徴収はなぜ令和6年度住民税決定額で引くことができないのですか。</p> <p>②令和6年度住民税決定額と実際の引き落とし額との差額の還付は、4月～8月の3回分をまとめて6月の案内で行うことはできないのですか。</p> <p>問い合わせ等取扱いの提案について</p> <p>①役所の窓口または電話等で職員が対応した案件の内、改善検討を要すると考えられる案件については、当該職員が随時、案件内容と職員名を記述し投函します。</p> <p>②意見箱を市役所1階職員側フロアに設置し、全部署案件を一括管理します。</p> <p>③上席者（課長、部長など）は、これを集計し回答あるいはその経過を職員へフィードバックします。</p>	<p>①住民税の年金特別徴収は、仮徴収（4月・6月・8月）と本徴収（10月・12月・2月）に分けて行われ（地方税法321条の7の8第1項）、仮徴収は、前年の年金特別徴収税額の2分の1をさらに3分の1した金額を4月、6月、8月の各月に割り当て、前年度（今回であれば令和5年度）の納税通知書で通知しております。</p> <p>この仮徴収期間の年金からの引き落とし額の変更は行わない（総務省通知）とされ、新年度6月に通知する仮徴収税額との差額については、還付での対応となります。</p> <p>ただし、非課税になられた場合や年税額が大幅に下がり仮徴収期間で年税額を徴収しきる場合は、仮徴収期間であっても年金からの引き落とし停止措置がとられることがあります。</p> <p>②市は年金機構から市税の納入をもって還付対象者及びその金額を把握し、対象者に速やかに還付通知を送付することとしています。</p> <p>ただし、4月分と6月分の仮徴収に係る還付通知は、対象者が膨大になることから一括して郵送しており、事務処理負担や郵送費の軽減を図っております。8月分の仮徴収に係る還付については、例年9月下旬頃に年金機構からの市税の納入がありますので、対象者には速やかに通知いたします。</p> <p>ご提案ありがとうございます。本市では、市民からのご意見やお問い合わせにつきましても、必要に応じて職員間での情報共有を図り、すみやかに適切に処理されるよう努めております。いただきましたご意見は、今後の事務運営の参考とさせていただきます、より適切に処理できるよう努めてまいります。</p>	税務課 広報広聴課	R6. 8. 27	R6. 9. 10

※公表している市からの回答内容及び担当課名については、原則回答時点のものであり、現在の状況とは異なる場合がありますのでご了承ください。